

生活保護法の一部改正法（平成２５年法律第１０４号）施行に伴う

新規指定申請について

生活保護指定施術機関

（柔道整復、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、助産師）

生活保護法の一部を改正する法律（平成２５年法律第１０４号）の施行に伴い、平成２６年７月１日より、生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる施術機関については、助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり師及びきゅう師についても、都道府県知事が指定することになりました。（改正法第５５条）

生活保護法５５条の規定により、指定施術機関としての都道府県知事の指定を受ける施術機関は、下記に基づき、指定申請の手続きをしてください。

都道府県知事の指定を受けていない施術者の方は、生活保護法に基づく医療扶助としての施術は行えません。

○提出書類（裏面記載の「申請に必要な書類」をご確認ください。）

- ①申請書
- ②免許証の写し（施術免許証）
- ③保健所への施術所開設届出済証の写し
- ④誓約書
- ⑤会員証明書
- ⑥契約書（２部必要）

※①～④の書類及び団体加入者は⑤の書類、未加入者は⑥の書類を提出ください。

○申請書等提出先

〒630-8501

奈良市登大路町３０ 奈良県地域福祉課保護係

○提出先及び問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町３０ 奈良県地域福祉課保護係

TEL：0742-27-8548

FAX：0742-22-5709

E-mail engo@office.pref.nara.lg.jp

※奈良市内にお住まいの助産師又は施術者（開設者を除く）については、奈良市長（奈良市福祉事務所保護課）あてに申請いただくことになりますので、ご注意ください。

また、奈良県外にお住まいの助産師又は施術者（開設者を除く）については、住所地を所管する指定助産機関又は施術機関担当窓口にご相談ください。

生活保護指定施術機関の指定申請に必要な書類

☆協定団体に加入している施術者のみなさま

○所属している団体（下記 5 記載の奈良県が協定を締結している団体）に、指定申請をする旨を連絡してください（会員証明書が必要。）。

○所属団体と相談し、下記、1～5 の書類（各 1 部）を提出してください。

☆協定団体に未加入の施術者のみなさま

○下記、1～4（各 1 部）及び 6（各 2 部）の書類を提出してください。

1. **申請書**・・・○「生活保護法指定 助産機関・施術機関 指定申請書」に必要事項を記入の上、提出して下さい。
○申請者欄は、施術者の住所氏名を記入し、施術者毎に提出して下さい。
2. **免許証の写し**
3. **保健所への施術所開設届出済証の写し**
4. **誓約書**・・・「生活法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）に該当しない旨の誓約書」
5. **会員証明書**・・・以下の団体に所属している証明（協定団体）
 - ・(公社)奈良県柔道整復師会
 - ・(社)奈良県鍼灸師会
 - ・(社)奈良県鍼灸マッサージ師会
 - ・一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会
 - ・全国柔整鍼灸協同組合
 - ・日本鍼灸師協会
 - ・大阪府鍼灸マッサージ師会
6. **契約書**・・・○上記団体に未加入の場合は、知事との個別契約が必要になります。
○契約書 2 通を作成してください。
○日付は県が記載しますので空欄で提出してください。

※上記、1・4・6 の書式は、奈良県地域福祉課のホームページ
(<http://www.pref.nara.jp/>) でダウンロードできます。

※提出部数 各 1 部（6 のみ 2 部必要です。）